



広島県報

号外
第99号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画

(畜産振興室)

告示

広島県告示第六百八号

獣医療法(平成四年法律第四十六号)第十一条第一項の規定によって、平成二十二年度までを計画期間とする広島県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を次のとおり定めた。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田雄山

獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画

広島県における獣医療を巡る情勢

本県農業は、県民への新鮮で安全な食料の安定的な供給、生活及び就業とやすらぎの場の提供、県土及び自然環境の保全等、公益的機能の発揮等の役割を担っているほか、均衡ある県土の発展への要請などから、今後その重要性は、一層高まるものと考えられる。

しかし、我が国の社会・経済情勢も歴史的な転換期を迎え、急速に変化する社会・経済情勢の下、本県農林水産業・農山漁村は、過疎化・高齢化による農林水産業従事者の減少、耕作放棄地の増大や、国内、国外を問わない地域間競争の激化など多くの課題に直面している。

また、本県の畜産は、農業の基幹的部門へと成長を遂げつつあるが、近年の輸入畜産物の増加や畜産物価格の低迷、飼養戸数及び飼養頭数の減少、後継者不足、経営規模の大型化に伴う環境問題等、畜産発展を図っていく上で、多くの課題に直面している。

こうした状況の中、本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導及び公衆衛生の向上等、幅広い分野において大きく貢献してきたが、産業動物分野における獣医療を巡る環境は、近年の状況の変化とともに、大きく様変わりしてきている。

本県の畜産業は飼育規模の拡大等により成長を遂げつつあるが、これらを背景とした慢性疾病の顕在化や、個体の生産機能に密接な関連を有する疾病の発生増加等が、生産性の向上を図る上での阻害要因となる一方、県民の健康意識の高まり等を背景として、食品の安全・安心に対して大きな関心が注がれるようになってきている。

このような状況の中で、新しく策定された国の「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて策定した「広島県酪農・肉用牛生産近代化計画」の目標達成するため、適切な獣医療の提供や、畜産物の生産性向上対策の推進することによる、消費者に安全で安心な畜産物を供給する体制の整備と、本県の畜産業の安定的な発展を図ることが重要となっている。

このため、獣医師に対しては、従来の個体診療から、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、さらには生産段階へのHACCP手法の導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。さらに、本県畜産の生産性の向上を図っていく観点から、乳房炎・繁殖障害をはじめ呼吸器病や下痢症対策等、家畜の生産性を阻害する慢性疾病低減対策等に対し、生産獣医療等の新技術を取り入れた群単位の集団衛生管理の推進や受精卵移植技術等バイオテクノロジーに対する畜産新技術の開発・普及への獣医師の役割に期待が高まっている。

一方、海外悪性伝染病や監視伝染病に対して、サーベイランス(調査監視)体制の強化と迅速かつ適切な情報の伝達による発生の未然防止に重点をおいた防疫体制の確立を図る必要があり、疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や、特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立が求められている。

しかし、産業動物に対する家畜診療業務は、県農業共済組合連合会(以下「県共済連」という。)が県下に開設している四つの基幹診療施設及び六つの支所における診療施設並びに産業動物開業獣医師が主体となって実施しているが、島しょ部や沿岸部では畜産農家戸数及び頭数の急激な減少に伴い、家畜共済における家畜引受頭数が減少し、県共済連の診療施設の運営が厳しい状況になりつつある。さらに、産業動物開業獣医師の高齢化が進む一方、新たな人材の確保が困難になりつつあることから、十分な獣医療提供体制の確保が困難になることが危惧されるなど、本県の産業動物に対する獣医療提供体制に新たな問題が発生してきている。

また、犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物(以下「小動物」という。)の分野における獣医療については、動物愛護思想の普及等に伴い小動物の飼育世帯数が増加するとともに、飼育動物の種類も多様化し、飼育者の求める獣医療の内容も複雑化、多様化している。

他方、飼育者の責務も増大しており、獣医師に対しては、高度な診療技術の提供、動物の健康管理、飼育管理に関する総合的な保健衛生指導とともに、適正な飼育の推進に関する普及・啓発が求められている。また、近年の人獣共通感染症の増加などを背景に、感染症法に獣医師が診断を行った際に届け出なければならない感染症と動物が追加され、獣医師の公衆衛生上の責任が高まっている。

さらに、近年、獣医師の活動範囲が拡大する中で、サルやエキゾチックアニマル(犬及び猫を除く外国産動物)等における人獣共通感染症の診断や、動物園や学校等で飼育されている展示動物等における適切な診療、保健衛生指導等が求められるようになってきている。

このような状況に対処し、本県の獣医療が将来的にも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に寄与していくため、産業動物分野においては、的確で効率的な獣医療の確保を図っていくとともに、小動物分野においては、獣医療に関する技術の向上等の促進を図ることとする。

なお、両分野とも臨床研修の実施については、獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第十六条の二第一項に規定する大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設及び農林水産大臣の指定する診療施設と連携しつつ、それぞれの分野に応じた体系的なカリキュラム等に基づく研修の実施を促進し、臨床獣医師として必要とされる診療技術の高位平準化を図ることとする。

第一 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

一 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

1 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位…箇所)

地域	合 計				
	県(家保)	市町	農業共済組合	農業協同組合	その他の法人 個人開業施設
福山	三〇	二	三	五	一九
東広島	一四	三	七	一〇	—
芸北	一〇	—	—	—	—

備北	合計
一九	八三
—	四
—	三
二	二
二	二
二	二
一四	五一

資料…獣医師法第三条の届出(平成十七年十二月現在)
注…診療施設には、獣医師法第七条に規定する「往診診療者等」を含む。
2 主要な診療機器等
産業動物診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

(一) 診療施設の整備状況

(単位…箇所)

東広島						芸北						地域				
計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	県(家保)	計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	県(家保)	開設者
																区分
一四	一〇	—	—	—	三	—	—	二〇	八	七	—	三	—	—	—	調査施設数
三	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	診察室
—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	手術室
二	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	剖検室
—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	焼却施設
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	エックス線装置
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	うちエックス線診療室あり
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入院施設

(二) 注：平成十七年度調査結果
 主要な診療機器の整備状況

各地域の産業動物診療施設における主要な診療機器等の整備状況は、次のとおり

合計							備北							福山									
計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	保(家)	計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	保(家)	計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	保(家)
八三	五一	二	二	二	二	三	四	一九	一四			二	二		一	三〇	一九	五			三	二	一
一三	八	一	二	一	一	一		四	二			二				五	四	一					
七	三	一	一	一	一	一		二	一			一				二	二						
八		一	一	一	一	一	四	二				一			一	二		一					一
七		一	一			一	四	二				一			一	二		一					一
八	一	四			二	一		一					一			五	一	四					
一	一															一	一						
二	二															二	二						

東広島							芸北							地域			
計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	保(家)	計	業個人開	の法人	その他	農協	共済	市町	保(家)	開設主体	
二					一		一	三							一	血液生化学分析装置	検体成分分析装置
一					一											血液電解質分析装置	
一																高速液体クロマトグラフィー	
二					一										一	分光光度計	
二					一			二								自動血球計算機	
一					一											血液ガス測定装置	
																乳中体細胞測定装置	生体画像診断器
																乳成分測定器(ミルコスキャン)	
一					一											ファイバースコープ	
一					一									一		エックス線撮影装置	
																イメージングシファイア	
																C T	
一					一			二					一	一		超音波診断装置	
																M R I	
一					一											自動現像装置	
一					一											心電心音計	
一																酵素抗体測定装置	免疫・DNA診断装置等
一																ELISA用プレートウォッシャー	
一															一	蛍光顕微鏡	
一																P C R装置	
																D N Aシークエンサー	
二					一			二							一	孵卵器	
一																嫌気性菌培養装置	物理化学的治療受精移植関連機器
一															一	クリーンベンチ	
一					一											レーザー装置	
																ガス麻酔機	
																マイクロマニピュレーター	連移受精移植関連機器
															一	プログラムフリーザー	

である。

(単位：台)

二 診療施設の整備に関する目標

診療施設の整備に関する目標は、現状の整備状況、将来の整備の必要性等を勘案して、開設主体及び地域ごとに定めるものとする。

合 計						備 北						福 山					
計	業個人開	のその他	農協	共済	市町	計	業個人開	のその他	農協	共済	市町	計	業個人開	のその他	農協	共済	市町
二五	三	二		五		四				二		六	三	一		一	
二				二		一				二							
一						一											
三		二		一		二						一		一			
〇	二	二		二		四	二			一		四	二	一			一
一																	
一				一													
八	一	四		二	一	一				一		五	一	四			
一																	
〇	二	一		四		三	三			一		四	二	一		一	
四	一	一		二		一				一		一	一	一			
三	一	一		一		一				一		二	一	一			
三		一		一		一				一		一	一	一			
六		一		一		四	二		一			二	二	一			一
一						一											
一九	二	四		三	三	七	八		三	一		四	七	二	三		一
四		一		二		二	二		一			一	二	一			
七		一		二		四	三		二			一	二	一			一
二		一		一								一	二	一			
二	二											二	二				
一						一						一					
二				一		一			一								

1 診療施設別の整備目標

(一) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、各地域の産業動物に係る防疫、衛生管理及び検査指導の中心機関として、病性鑑定機能の強化・充実、サーベイランス体制の強化による監視・危機管理体制の構築のほか、事故率の低減や繁殖障害の除去等による生産性の向上、畜産物の安全性確保対策の推進が求められており、家畜防疫体制の充実、検査効率の向上等のため、必要な施設・機器の整備を推進するとともに、老朽化が進行している施設や機器については計画的な更新に努める。

さらに、これらの施設・機器を産業動物診療獣医師が利用する等、その効率的活用を推進する。

(二) 農業共済組合

県共済連が開設している診療施設については、本県における産業動物に係る獣医療提供の中核的施設として、かつ、地域と密着し、安定した畜産経営を持続するために必要不可欠な産業動物診療の総合施設として、畜産農家をはじめ生産者団体、各市町等から期待が寄せられている。

このため、診療施設の適正な配置に努めるとともに、地域の産業動物診療獣医師との連携、獣医療技術の進歩に即した施設及び高度診療機器の整備に努めることとする。さらに、必要に応じて診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度を活用する等、その整備の推進を図る。

(三) その他の法人

県共済連の診療施設の管轄外である地域では、農業協同組合の診療施設のほか、地方自治体が出資して設立した財団法人が開設する診療施設により産業動物獣医療が提供されている。これら施設については、効率的な獣医療を提供するため、施設及び高度診療機器の自主的な整備を行うよう誘導するとともに、近隣の産業動物診療獣医師との連携等、効率的活用を推進する。

(四) 個人開業診療施設

産業動物獣医療を提供する個人開業診療施設は、家畜保健衛生所、県共済連等の獣医療関連施設の活用を努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療に必要な施設・機器等については、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度を積極的に活用する等、その整備の推進を図る。

2 各地域における診療施設の整備目標

(一) 芸北地域

県西部に位置し、西は山口県、北は島根県に隣接し、西中国山地の豪雪地帯から県の中核都市である広島市を含む瀬戸内海沿岸に至る地域で、酪農九十六戸、肉用

牛百七十戸、馬十六戸、養豚十戸及び養鶏二十二戸がある。

この地域の北部では酪農及び肉用牛生産が盛んであり、乳用牛では乳房疾患及び泌尿生殖器疾患、繁殖和牛では繁殖障害等の疾患が多く、家畜の生産性を阻害する大きな要因になっているため、これらの発生を未然に防ぐための予防衛生指導による飼育管理技術の改善が重要となっている。

このため、県共済連の実施する疾病情報管理システムに係る機器整備を進めるとともに、疾病を速やかに診断するため、高度診断機器の計画的な更新及び整備に努める。

また、個人開業診療施設においては、施設整備が過剰投資とならないよう配慮しながら、整備に努める。

(二) 東広島地域

県中央部に位置し、瀬戸内海島しょ部、芸南地帯、賀茂台地を有する地域で、酪農三十三戸、肉用牛六十三戸、馬八戸、養豚十戸及び養鶏二十四戸がある。

この地域には、家畜保健衛生所の病性鑑定施設を有する東広島家畜保健衛生所及び家畜診療所の集中検査機能を担う家畜臨床研究所があり、高度な診断機器の整備が進んだ地域であることから、検査分析の中核機能を維持し、迅速で正確な診断ができる機器の整備更新を計画的に推進する必要がある。

また、個人開業診療施設においては、施設整備が過剰投資とならないよう配慮しながら、整備に努める。

(三) 福山地域

県東部に位置し、島しょ部、福山市を含む東部沿岸、世羅台地及び神石地域を有する地域で、酪農五十三戸、肉用牛百九十九戸、馬二百二十六戸、養豚十四戸及び養鶏四十五戸があり、県内唯一の公営競馬場が福山市に開設されている。

世羅台地一帯は、恵まれた農業環境の中で、採卵養鶏、酪農及び肉用牛肥育経営が盛んであり、福山市近郊では酪農、肉用牛肥育経営等が、神石地域では古くから肉用牛の生産基地として種畜の生産が盛んである。

このため、県共済連の実施する疾病情報管理システムに係る機器整備を進めるとともに、疾病を速やかに診断するため、高度診断機器の計画的な更新及び整備に努める。

また、個人開業診療施設においては、施設整備が過剰投資とならないよう配慮しながら、整備に努める。

(四) 備北地域

中国山地を脊梁とした県東北部に位置し、北部は島根県及び鳥取県と、東部は岡山県と隣接しており、北部は冬季の積雪量も多く、山林に囲まれた地域で、酪農八

十五戸、肉用牛七百十三戸、養豚十九戸、養鶏二十九戸があり、県の主要畜産地帯である。

この地域は、古くから自然立地条件と恵まれた草資源を活用した肉用牛繁殖経営及び酪農経営が盛んである。また、大規模養鶏経営も営まれている。

家畜飼養農家の大半を占める肉用牛繁殖経営については、繁殖障害や子牛の下痢症が重要な課題となることから、大家畜における適切な予防衛生指導を推進するため、県共済連が開発する疾病情報管理システムに係る機器整備を進めるとともに、疾病を速やかに診断するための高度診断機器の計画的な更新及び整備に努める。

また、中小家畜において、生産獣医療システムを活用し、伝染性疾病をはじめとした各種疾病の早期診断、早期処理が行える診断システムの構築に係る機器の整備に努める。

なお、個人開業診療施設においては、施設整備が過剰投資とならないよう配慮しながら、整備に努める。

第二 獣医師の確保に関する目標

一 獣医師の確保目標

平成二十二年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

地域	平成一六年二月現在の獣医師数	平成二二年度における獣医師の確保目標
芸北	三三	二九
東広島	三〇	一四
福山	四〇	三七
備北	三三	三九
合計	一三五	一一九

二 産業動物診療獣医師の確保は、次のとおり対応する。

1 新規獣医師の参入の促進

獣医系大学在学中の学生に対し、産業動物診療獣医師の社会的役割について理解を深めてもらうため、大学、県共済連と連携して、産業動物診療施設を現地実習の場として可能な限り広く提供するとともに、現役の産業動物診療獣医師による活動の説明及び就職の働きかけを行うことにより、新規参入の促進を図る。

- 2 獣医師を確保するための制度等の活用
社団法人広島県畜産協会が実施している産業動物獣医師修学資金給付事業を活用し、県共済連の診療施設等に就業する産業動物診療獣医師の確保を図る。
- 3 勤務獣医師の定年退職後の参入の促進
県、市町及び県共済連の診療施設等に勤務する獣医師が定年退職後に産業動物診療分野へ参入することを促進するため、該当者に対する技術研修の実施や施設等の整備についての情報提供を促進する。

4 魅力ある職場作りの促進

産業動物診療獣医師を安定的に確保するためには、獣医師にとって魅力ある職場を作ることが不可欠であり、獣医師の待遇改善や労働時間の短縮等、職場環境作りに努めるよう、雇用者に対する啓発活動等を促進する。

また、今後増加が見込まれる女性獣医師が安心して働ける施設の整備等を含めた職場作りにも努めるよう、雇用者に対する啓発活動等を促進する。

さらに、社団法人広島県家畜畜産物衛生指導協会(以下「県家畜畜産物衛生指導協会」という。)等が中心となつて進められた獣医療提供体制の整備に関する取組を実施し、獣医師の確保に関する各種の課題の整理と、その対応策の検討、休日に診療を提供する体制の整備や診療効率の低い地域における獣医療の提供を図るため、関係者の合意形成を図るとともに、現在、社団法人広島県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)の産業動物診療体制検討委員会において検討されている産業動物診療獣医師の地位向上に関する取組について、環境の整備に努める。

第三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。

(平成十八年三月現在)

地域	地域の市町名
芸北	広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町(一〇市町)
東広島	呉市、竹原市、東広島市、江田島市、大崎上島町(五市町)
福山	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町(六市町)
備北	三次市、庄原市(二市)

第四 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物の獣医療に係る機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能を

強化するとともに、相互の業務連携等について十分協議し、効率的な診療体制の整備に努める。

家畜保健衛生所は、地域の防疫活動の拠点と位置付けられることから、同所を核とした監視伝染病に対するサーベイランス体制の強化と危機管理体制の構築を図るほか、不明疾病の原因究明、事故率の低減や繁殖障害の除去等による生産性の向上及び家畜伝染病予防事業や衛生技術指導事業の効果的な実施による畜産物の安全性の確保に努めるとともに、家畜伝染病の家畜防疫活動への参加体制や緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を進め、個人開業診療施設等と一体となつた組織的な防疫体制の確立を図る。

また、畜産経営における各種疾病の的確かつ効率的な診断に対処するとともに、適切な集団管理衛生指導や生産段階での食品の安全性を確保するためのHACCP方式の導入指導等を実施するため、職員の獣医療技術及び指導技術の高度化を進めるとともに、県共済連家畜診療所、個人開業診療施設等と技術の高位平準化について相互が相まって研さんに努める。特に、個人開業診療施設の役割としては、慢性疾病等の生産性阻害要因の発生子防等に配慮した農家毎の管理獣医師としての役割を担うように誘導する。

さらに、家畜保健衛生所の施設について、県共済連家畜診療所、個人開業診療施設等による利用に配慮し、設備及び機器の効率的利用を促進するとともに、産業動物診療獣医師に対して診療及び保健衛生指導分野に関する情報や、食肉衛生検査成績等の衛生情報等を迅速に提供し、適切な獣医療が提供できるよう努める。

県共済連等は、治療を目的とした機器の整備を進め、最新の獣医療技術を提供できる体制を確立するよう努めるとともに、個人開業診療施設の獣医師等による機器等の利用に配慮する。

第五 診療に必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医療技術は、獣医学の進展、診療機器や医薬品の開発、普及等に対応して今後ますます高度化していくことが予測され、県内における獣医療のニーズに応じ、次のとおり、その適切な普及を推進するものとする。

一 臨床研修

獣医師免許の新規取得者のうち診療分野に就業する者が臨床現場における実務的獣医療技術を習得できるようにするため、臨床研修等への参加の促進を図るものとする。

特に、県内で新たに産業動物分野に就業する獣医師については、全員が臨床研修を受講できるよう関係機関・関係団体に働きかけるとともに、獣医師法第十六条の二第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けている臨床研修診療施設群を持つ県共済連との連絡調整に努める。

二 高度研修

1 産業動物分野

- (一) 県は、国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会に職員を受講させ、伝達講習等により地域への普及を図るとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等、最新の獣医療技術に係る技術研修会を開催し、技術の向上に努める。
- (二) 県共済連は、全国農業共済協会、獣医療関係団体等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、地域への伝達講習等により技術の向上に努める。
- (三) 県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

2 小動物分野

県獣医師会等は、専門分野別の技術の向上等を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

三 生涯研修

県獣医師会等は、診療に従事する獣医師が日進月歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図るよう努める。

第六 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

一 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

1 産業動物分野

県家畜畜産物衛生指導協会等は、平成十六年に公表された「飼養衛生管理基準」の周知等、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理対策導入の促進を図る。

2 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の適切な飼育管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るほか、獣医師によるインフォームド・コンセント(納得診療)の徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等必要な条件整備の促進を図る。

二 広報活動の充実

夜間及び休日の診療体制については、関係者間の合意形成を促進するとともに、夜間・休日診療を提供する施設に関する広報活動の促進を図る。

また、保健衛生に関する広報は、県、県家畜畜産物衛生指導協会、県獣医師会及び県

共済連を中心に適切な情報を迅速に提供する体制を整備する。